

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月25日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p><u>第5章 緊急初動特別班（第22条）</u></p> <p><u>第6章 現地災害対策本部（第23条）</u></p> <p>第7章 調査班及び現地作業班（第24条・第25条）</p> <p>第8章 配備体制（第26条～第31条）</p> <p>第9章 災害情報（第32条）</p> <p>第10章 雑則（第33条～第35条）</p> <p>附則 (組織等)</p> <p>第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 緊急初動特別班</u></p> <p><u>(5) 現地災害対策本部</u></p> <p><u>(6) 調査班及び現地作業班</u></p> <p>2 [略] (課等及び機関)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>課等（本部支援室を除く。以下この項において同じ。）及び機関に職員を置き、課等にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員、機関にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員をもつて充てる。ただし、本部支援室にあつては、総務部長があらかじめ指名する者とする。</u></p> <p>4 [略] (課等及び機関の分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>2 本部支援室は、前項の分掌事務を処理するほか、本部長を補佐する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 [略]</p> <p><u>第5章 現地災害対策本部（第22条）</u></p> <p><u>第6章 本部支援室（第23条）</u></p> <p><u>第7章 緊急初動特別班（第24条）</u></p> <p>第8章 調査班及び現地作業班（第25条・第26条）</p> <p>第9章 配備体制（第27条～第32条）</p> <p>第10章 災害情報（第33条）</p> <p>第11章 雑則（第34条～第36条）</p> <p>附則 (組織等)</p> <p>第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 現地災害対策本部</u></p> <p><u>(5) 本部支援室</u></p> <p><u>(6) 緊急初動特別班</u></p> <p><u>(7) 調査班及び現地作業班</u></p> <p>2 [略] (課等及び機関)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 課等及び機関に職員を置き、課等にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員、機関にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員をもつて充てる。</p> <p>4 [略] (課等及び機関の分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p>

第5章 緊急初動特別班

第22条 大規模な災害が発生した場合における初動体制の確立を図るため、本部及び地方支部に緊急初動特別班を置く。

2 緊急初動特別班は、本部又は地方支部の体制が整うまでの間、次の事務を行う。

- (1) [略]
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 国、市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長又は支部長が特に命じること。

3 緊急初動特別班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、本部にあっては総務部長が各部署長及び教育長と協議して、地方支部にあっては副局長、広域振興局総合支局長及び地方振興局長がそれぞれ指名する。

4 緊急初動特別班の構成及び分掌事務は、別表第7のとおりとする。

第6章 現地災害対策本部

第23条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 所管区域内の地方支部、現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命じること。

第5章 現地災害対策本部

第22条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 所管区域内の地方支部、現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
- (3) 所管区域内の市町村その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命ずること。

第6章 本部支援室

第23条 本部における各部の総合調整、防災関係機関との連絡調整等を行い、本部長を補佐し、本部の機能を円滑にするため、本部支援室を置く。

2 本部支援室長は、総合防災室長をもって充てる。

3 本部支援室に、班長、副班長及びその他の班員を置き、総務部長が総務部の職員のうちからあらかじめ指名する。

4 本部支援室の構成及び分掌事務は、別表第7のとおりとする。

第7章 緊急初動特別班

第24条 大規模な災害が発生した場合における初動体制の確立を図るため、本部及び地方支部に緊急初動特別班を置く。

2 緊急初動特別班は、本部又は地方支部の体制が整うまでの間、次の事務を行う。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 国、市町村その他の関係機関との連絡に関すること。

第7章 調査班及び現地作業班

(調査班)

第24条 [略]

(現地作業班)

第25条 [略]

第8章 配備体制

(配備体制)

第26条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分	配備基準	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備(1号)体制(以下「指定職員配備体制」という。)	本部 ア～エ [略] オ 岩手山に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ 八幡平、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合 キ [略]	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員
	[略]	
地方支部	ア～エ [略] オ 所管区域内の火山(岩手山に限る。)に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ 所管区域内の火山(八幡平、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火	アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支

(4) その他本部長又は支部長が特に命ずること。

3 緊急初動特別班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、本部にあつては総務部長が各部局長及び教育長と協議して、地方支部にあつては副局長、広域振興局総合支局長及び地方振興局長がそれぞれ指名する。

4 緊急初動特別班の構成及び分掌事務は、別表第8のとおりとする。

第8章 調査班及び現地作業班

(調査班)

第25条 [略]

(現地作業班)

第26条 [略]

第9章 配備体制

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分	配備基準	配備職員の範囲
(1) 指定職員配備(1号)体制(以下「指定職員配備体制」という。)	本部 ア～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ 八幡平又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)が発表された場合 キ [略]	別表第9に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの並びに本部支援室の職員
	[略]	
地方支部	ア～エ [略] オ 所管区域内の火山(岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。)に噴火警報(居住地域)のうち噴火警戒レベル4が発表された場合 カ 所管区域内の火山(八幡平又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報(山麓)	アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する地方支部の別表第9に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支

		警報（山麓）が発表された場合 キ [略]	部長が指名したもの
(2) 主査以上配備（2号）体制（以下「主査以上配備体制」という。）	本部	ア～エ [略] オ 岩手山に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ [略]	[略]
	[略]		
	地方支部	ア～エ [略] オ 所管区域内の火山（岩手山に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ [略]	[略]
[略]			

2 [略]

(活動要領)

第27条 [略]

(配備指令)

第28条 本部長は、第26条第1項に規定する配備基準に従い、各部長、広域支部長及び支部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部、広域支部又は地方支部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

2・3 [略]

(自主参集)

第29条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第26条第1項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、在勤公署に参集する。

第30条 [略]

(応援職員の配置)

第31条 [略]

第9章 災害情報

(災害情報の報告等)

第32条 [略]

		が発表された場合 キ [略]	部長が指名したもの
(2) 主査以上配備（2号）体制（以下「主査以上配備体制」という。）	本部	ア～エ [略] オ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ [略]	[略]
	[略]		
	地方支部	ア～エ [略] オ 所管区域内の火山（岩手山又は秋田駒ヶ岳に限る。）に噴火警報（居住地域）のうち噴火警戒レベル5が発表された場合 カ [略]	[略]
[略]			

2 [略]

(活動要領)

第28条 [略]

(配備指令)

第29条 本部長は、第27条第1項に規定する配備基準に従い、各部長、広域支部長及び支部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部、広域支部又は地方支部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

2・3 [略]

(自主参集)

第30条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第27条第1項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、在勤公署に参集する。

第31条 [略]

(応援職員の配置)

第32条 [略]

第10章 災害情報

(災害情報の報告等)

第33条 [略]

第10章 雑則

(指定地方行政機関等との連絡調整等)

第33条 [略]

(標識)

第34条 [略]

(補則)

第35条 [略]

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に充てる職	分掌事務
総合政	[略]		
策部	広聴広報課	[略]	広報に関すること。 [略]
	[略]		
[略]			
総務部	本部支援室	総合防災室長	情報の収集及び伝達に関すること。 気象予警報に関すること。 本部の庶務に関すること。 各部の総合調整に関すること。 警察及び教育委員会に対する指示に関すること。 職員の非常招集及び配置に関すること。 地方支部、緊急初動特別班、現地災害対策本部及び調査班に関すること。 防災機関との連絡調整に関すること。 大規模災害時の隣接道県に対する相互応援に関すること。 緊急消防援助隊に関すること。 県内の消防広域応援に関すること。

第11章 雑則

(指定地方行政機関等との連絡調整等)

第34条 [略]

(標識)

第35条 [略]

(補則)

第36条 [略]

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に充てる職	分掌事務
総合政	[略]		
策部	広聴広報課	[略]	広報に関すること(本部支援室広報班の所管に属するものを除く。) [略]
	[略]		
[略]			
総務部	総合防災室	総合防災室長	職員の非常招集及び配置に関すること。 危険物の保安に関すること。 高圧ガス及び火薬類施設の被害調査及び応急対策に関すること。 プロパンガスの調達及びあっせんに関すること。 岩手県消防学校及び岩手県立総合防災センターに関すること。 他部課等の主管に属さないこと。

ること。

自衛隊の災害派遣に関する
こと。

災害対策基本法(昭和36年法
律第223号)に基づく従事命
令等に関すること。

消防に関すること。

危険物の保安に関すること。

高圧ガス及び火薬類施設の
被害調査及び応急対策に関
すること。

プロパンガスの調達及びあ
っせんに関すること。

防災ヘリコプターの出動に
関すること。

輸送に関すること(他課等の
主管に属するものを除く。)
。

緊急通行車両確認証明書の
交付に関すること。

防災行政無線施設の管理運
営に関すること。

岩手県消防学校及び岩手県
立総合防災センターに関す
ること。

陳情及び請願に関すること。

政府国会関係者等の災害見
舞い及び災害視察に関する
こと。

他部課等の主管に属さない
こと。

[略]

[略]

別表第7 (第23条関係)

本部支援室の構成及び分掌事務

班名	分掌事務
統括班	<p>本部支援室全体の統括に関すること。</p> <p>本部長の意思決定に関する補佐に関すること。</p> <p>本部長の方針に基づく各部及び本部支援室各班への具体的な指示に関すること。</p>

	<p>指定地方行政機関等との連絡調整等を行う総合調整所の設置及び運営に関すること。</p> <p>その他本部支援室長が特に命ずること。</p>
対策班	<p>防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>自衛隊の災害派遣その他の応援に関すること（部の主管に属するものを除く。）。</p> <p>ヘリコプターの運用統制及び調整に関すること。</p> <p>緊急消防援助隊及び消防活動に関する調整本部の運営に関すること。</p>
情報班	<p>情報収集及び整理に関すること。</p> <p>情報の評価分析に関すること。</p> <p>情報図の作成に関すること。</p> <p>本部支援室各班へ提供する状況資料の作成及び配布に関すること。</p> <p>国への被害報告に関すること。</p>
通信班	<p>通信回線、通信機器の確保及び設置運用に関すること。</p> <p>テレビ会議システムの設置及び運用に関すること。</p> <p>ヘリコプターテレビ映像の受信、配信、記録及び整理に関すること。</p> <p>防災関係機関や応援部隊との通信環境の整備に関すること。</p>
広報班	<p>住民、報道機関等からの問合せに関すること。</p> <p>放送事業者及び新聞事業者に対する放送要請及び報道要請に関すること。</p> <p>活動記録に関すること。</p>
総務班	<p>本部員会議の開催に係る事務に関すること。</p> <p>政府調査団、大臣等の視察並びに陳情及び請願に関すること。</p> <p>緊急通行車両証明書の発行手続きに関すること。</p> <p>その他本部支援室運営に係る事務に関すること。</p>
別表第7（第22条関係）	別表第8（第24条関係）
[略]	[略]
別表第8（第26条関係）	別表第9（第27条関係）
[略]	[略]
別図（第34条関係）	別図（第35条関係）
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成21年12月25日から施行する。